

事務連絡
令和4年7月12日

各認可外保育施設長 様

石垣市福祉部こども未来局
子育て支援課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る認可外保育施設
保育料・給食費補助事業補助金の交付申請について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市の要請に基づき、家庭内保育にご協力いただいた児童、又は認可外保育施設が臨時休園した場合の保育料・給食費について、登園をしなかった日数に応じ、減免を行った認可外保育施設に対して、その費用を補助する事業を9月議会にて補正予算が成立された場合に実施いたします。

つきましては、対象施設において、補助金の対象児童がいる施設につきましては、下記により申請書類の提出をお願いいたします。添付の在園児童保護者あて補助金のお知らせは、保護者にお渡しください。退園児童保護者あてお知らせは、参考に添付しております。

記

1 対象施設

次のすべてを満たす施設

- (1) 市内の認可外保育施設（企業主導型保育施設及び居宅訪問型保育事業を除く）
- (2) 市が家庭保育の協力要請をした期間に、児童が登園をしなかった日数に係る保育料・給食費について、保護者に対して減免を行っていること。※実績報告までの間に減免を行う場合も対象となります。

2 補助金の算定対象児童

次の(1)～(3)のすべてを満たす方

- (1) 市内認可外保育施設（企業主導型保育施設及び居宅訪問型保育事業を除く）に通う児童
- (2) 認可外保育施設の休園又は自粛により児童が登園をしなかった日がある方
- (3) 認可外保育施設に月額で保育料・給食費を支払っている方

3 対象期間（市が家庭保育の協力要請をした期間）

令和4年7月11日～8月31日の間に欠席した日数

※期間の変更等により対象期間に変更がある場合は、別途通知いたします。

【両面印刷】

4 補助金額

次の①～③のうち最も少ない額

$$\textcircled{1} \text{ 月額保育料}(\ast 1) - \left(\begin{array}{l} \text{月額保育料}(\ast 1) \times \frac{\text{(本来の開園日数 - 欠席日数)}}{25(\ast 2)} \\ \text{又は給食費} \end{array} \right) = 1\text{カ月の補助額}(\ast 3)$$

(※1) 施設等利用給付費(幼児教育・保育無償化の受給分)、入園料、行事の参加に要する費用、送迎費等は除く。給食費は、材料のキャンセルができた等により減額した分の金額は除く。

(※2) 日割り基準日数

(※3) カッコ内の計算結果について、10円未満は切り捨てとなります。

無償化対象児童の場合、施設等利用給付費を超えた金額が対象となります。

② 施設の規定等に基づき減免を行った額

③ 給食費について、4,500円

○補助金の計算例

例1) 2歳児、月額保育料30,000円、給食費0円、施設等利用給付費0円(無償化の対象外児童)、本来の開園日数23日、欠席日数10日、施設の規定による減免無しの場合

$$\text{保育料: } 30,000\text{円} - 0\text{円} - \left(30,000\text{円} - 0\text{円} \times \frac{(23 - 10 = \text{登園} 13\text{日})}{25\text{日}} \right)$$

$$= \text{補助金額: } 14,400\text{円}$$

例2) 3歳児、月額保育料40,000円、給食費5,000円、施設等利用給付費37,000円、本来の開園日数23日、欠席日数10日、施設の規定による減免無しの場合

$$\text{保育料: } 40,000\text{円} - 37,000\text{円} - \left((40,000\text{円} - 37,000\text{円}) \times \frac{(23 - 10 = \text{登園} 13\text{日})}{25\text{日}} \right)$$

$$= \text{補助金額: } 1,440\text{円}$$

$$\text{給食費: } 5,000\text{円} - \left(5,000\text{円} \times \frac{(23 - 10 = \text{登園} 13\text{日})}{25\text{日}} \right)$$

$$= \text{補助金額: } 2,400\text{円}$$

例3) 3歳児、月額保育料40,000円、給食費5,000円、施設等利用給付費37,000円、本来の開園日数23日、欠席日数23日(1日も登園しなかった)、施設の規定による減免無しの場合

$$\text{保育料: } 40,000\text{円} - 37,000\text{円} - \left((40,000\text{円} - 37,000\text{円}) \times \frac{(23 - 23 = \text{登園} 0\text{日})}{25\text{日}} \right)$$

$$= \text{補助金額: } 3,000\text{円}$$

$$\text{給食費: } 5,000\text{円} - \left(5,000\text{円} \times \frac{(23 - 23 = \text{登園} 0\text{日})}{25\text{日}} \right)$$

$$= \text{補助金額: } 4,500\text{円 (限度額)}$$

5 提出書類(◆印)・提出先・申請期限

【補助金の申請】

◆申請書(様式第1号)、補助金所要額見込調書(様式第2号)

◆保育料・給食費が分かる資料(施設の規則・パンフ・利用契約(写)等)

石垣市子育て支援課まで郵送または持参にて提出してください。

郵送先: 〒907-8501 石垣市真栄里672 石垣市子育て支援課政策係あて

※施設からの申請が原則ですが、既に退園した児童について、施設からの減免が困難な場合は、退園児童保護者が申請することができます。市公式ホームページ上で広報しますが、当該保護者へ市公式ホームページでお知らせや様式がダウンロードできる旨をお知らせいただきますようご協力をお願いいたします。

また、保護者が申請する場合には、補助金所要額見込調書（実績報告時には、補助金所要額精算調書）に施設の証明が必要となりますので、保護者から依頼があった場合には、ご対応をお願いいたします。

申請書類の提出期限：令和4年9月30日（金）

6 補助金申請後の主な流れと提出書類

【交付決定】補助金申請書類を審査後、10月以降に3週間前後で市から施設へ交付決定通知書を

↓ 送付します

↓ ↓

↓ 【概算払】…補助金を受け取ったあとに保護者へ減免を行う場合に提出

↓ ◆（概算）請求書（様式第12号）

↓ ↓

↓ 【指定口座へ概算補助金振込】市へ請求書を提出した後、4週間前後で振込予定です

↓ ↓

～実績報告の準備～

【交付決定の額と実績報告予定額に差額がある場合】

①交付決定額より実績報告予定額が少なかった場合

※概算払を行った場合、既に受け取っている補助金額が、この後の手続き「補助金額の確定」の金額を超えた場合は、市へ補助金を返還する手続きが必要となります。

②交付決定額より実績報告予定額が多かった場合

※変更交付申請の手続きが必要となります。

↓ ↓

【実績報告】…すべての対象保護者へ減免が完了したあと速やかに提出をお願いします

◆実績報告書（様式第8号）、補助金所要額精算調書（様式第9号）

◆減免額証明書…減免を行った補助対象児童全員分

↓ ↓

【補助金額の確定】実績報告書類を審査後、市から施設へ補助金交付額確定通知書を送付します

↓ ↓

【補助金の請求】

◆（精算）請求書（様式第12号）

※概算払いを行っている場合は、既に受け取っている補助金額より補助金額の確定の金額が多かった場合に提出してください。

↓ ↓

【指定の口座へ振込】市へ請求書を提出後、書類不備等がない場合は4週間前後で振込予定です

（問い合わせ先）

石垣市子ども未来局子育て支援課政策係 電話：82-1704

認可外保育施設に通う園児の保護者 各位

新型コロナウイルス感染症対策に係る認可外保育施設

保育料・給食費補助事業補助金について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市の要請に基づき、家庭内保育にご協力いただいた児童、又は認可外保育施設（企業主導型保育施設及び居宅訪問型保育事業を除く）が臨時休園した場合の保育料・給食費について、登園をしなかった日数に応じ減免を行った認可外保育施設に対して、その費用を補助する事業を、9月議会にて補正予算が成立された場合に実施します。

1 対象児童

次の（１）～（３）のすべてを満たす方

- （１）市内認可外保育施設（企業主導型保育施設及び居宅訪問型保育事業を除く）に通う児童
- （２）認可外保育施設の休園又は自粛により児童が登園をしなかった日がある方
- （３）認可外保育施設に月額で保育料・給食費を支払っている方

2 対象期間（市が家庭保育の協力要請をした期間）

令和４年７月１１日～令和４年８月３１日の間に欠席した日数

※緊急事態宣言発令期間の変更等により対象期間に変更がある場合は、別途お知らせ致します。

3 補助金額

次の①～③のうち最も少ない額

$$\textcircled{1} \begin{array}{l} \text{月額保育料}^{(\ast 1)} \\ \text{又は給食費} \end{array} - \left(\begin{array}{l} \text{月額保育料}^{(\ast 1)} \\ \text{又は給食費} \end{array} \times \frac{\text{（本来の開園日数－欠席日数）}}{25^{(\ast 2)}} \right)^{(\ast 3)} = \text{1カ月の補助額}$$

（※１）施設等利用給付費（幼児教育・保育無償化の受給分）、入園料、行事の参加に要する費用、送迎費等は除く。給食費は、材料のキャンセルができた等により減額した分の金額は除く。

（※２）日割り基準日数

（※３）カッコ内の計算結果について、10円未満は切り捨てとなります。

② 施設の規定等に基づき減免を行った額

③ 給食費について、4,500円

無償化対象児童の場合、施設等利用給付費を超えた金額が対象となります。

○補助金の計算例

例１）２歳児、月額保育料 30,000円、給食費 0円、施設等利用給付費 0円（無償化の対象外児童）、本来の開園日数 23日、欠席日数 10日、施設の規定による減免無しの場合

保育料： 30,000円－0円 － （ 30,000円－0円 × （23－10＝登園13日）/25日 ）

＝ 補助金額：14,400円

例２）３歳児、月額保育料 40,000円、給食費 5,000円、施設等利用給付費 37,000円、本来の開園日数 23日、欠席日数 10日、施設の規定による減免無しの場合

$$\begin{aligned} \text{保育料} &: 40,000 \text{ 円} - 37,000 \text{ 円} - ((40,000 \text{ 円} - 37,000 \text{ 円}) \times (23 - 10 = \text{登園 13 日}) / 25 \text{ 日}) \\ &= \underline{\text{補助金額 : 1,440 円}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{給食費} &: 5,000 \text{ 円} - (5,000 \text{ 円} \times (23 - 10 = \text{登園 13 日}) / 25 \text{ 日}) \\ &= \underline{\text{補助金額 : 2,400 円}} \end{aligned}$$

例3) 3歳児、月額保育料 40,000 円、給食費 5,000 円、施設等利用給付費 37,000 円、本来の開園日数 23 日、欠席日数 23 日 (1 日も登園しなかった)、施設の規定による減免無しの場合

$$\begin{aligned} \text{保育料} &: 40,000 \text{ 円} - 37,000 \text{ 円} - ((40,000 \text{ 円} - 37,000 \text{ 円}) \times (23 - 23 = \text{登園 0 日}) / 25 \text{ 日}) \\ &= \underline{\text{補助金額 : 3,000 円}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{給食費} &: 5,000 \text{ 円} - (5,000 \text{ 円} \times (23 - 23 = \text{登園 0 日}) / 25 \text{ 日}) \\ &= \underline{\text{補助金額 : 4,500 円 (限度額)}} \end{aligned}$$

4 保護者の皆様が行う手続き

◆施設から減免を受けた場合は、「減免額証明書」を施設の定める期日までに施設にご提出ください。

※申請については、各施設からの申請により補助金額を算定しますので、保護者の皆様が市に対して行う手続きはありません。

5 減免の日時・方法 施設によって異なりますので、施設にご確認ください。

(問い合わせ先)

石垣市こども未来局子育て支援課政策係 電話：82-1704